

積立投信取引規定

(規定の趣旨)

第1条 この規定は、お客様と当行との間の次条に規定する「あしぎん積立投信サービス」(以下「定期定額取引」といいます。)に関する取り決めです。

2 定期定額取引のうち、つみたてNISAに係るものについては、この規定のほか、非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款の規定にも従うものとし、両規定で定められた事項で内容が異なる場合には、非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款の規定が優先するものとします。

3 この規定(つみたてNISAに係る本契約については、加えて、非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款)に別段の定めがないときは、「投資信託総合取引規定」および同規定第2条第1項各号に定める規定に従うものとします。

(定期定額取引)

第2条 定期定額取引とは、累積投資取引のうち、毎月お客様が指定する日(ただし、当該指定日が営業日でない場合は翌営業日とし、以下「振替日」といいます。)に、お客様があらかじめ指定する金額(以下「振替金額」といいます。)を、お客様の指定預金口座(投資信託総合取引規定第6条の規定により指定される預金口座をいいます。以下同じ。)から引落とし、お客様があらかじめ指定する投資信託を買い付ける取引をいいます。

(買付銘柄の選定)

第3条 定期定額取引によって買付けできる投資信託は、当行が定める銘柄(以下「対象銘柄」といいます。)とします。ただし、非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款に基づき、お客様がつみたてNISAでの取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄として、当行ホームページに掲載した投資信託については、つみたてNISA以外の定期定額取引を含む累積投資取引による買付けや、累積投資取引によらない買付けをすることはできません。

2 お客様は、対象銘柄の中から1以上の銘柄を指定し(指定された対象銘柄を以下「指定銘柄」といいます。)、買付けの申込みを行うものとします。

(申込方法)

第4条 お客様は、当行所定の申込書に必要な事項を記入のうえ署名し、これを当行の本支店のうち投資信託の窓販業務を行う店舗(以下「取扱店」といいます。)に提出し、当行が承諾した場合に定期定額取引を利用することができます。

2 申込みにあたっては、累積投資規定第3条により累積投資契約を締結して、累積投資口座を開設していただきます。ただし、すでに累積投資契約が締結済みであるときはこの限りではありません。

3 指定預金口座および振替決済口座(投資信託受益権振替決済口座管理規定第1条に規定する振替決済口座をいいます。以下同じ。)は、同一名義のものに限るものとします。また、指定預金口座は普通預金口座に限るものとします。

(申込み内容の変更)

第5条 お客様は、所定の手続きによって当行に申し出ることにより、定期定額取引の解約および申込み内容の変更を行うことができます。

(金銭の払込み)

第6条 お客様は指定銘柄の買付けにあてるため、毎月1銘柄につき1回あたり、あらかじめお客様が指定する振替金額を、お客様が2以上の銘柄を指定銘柄としている場合には、振替合計金額を口座振替により払い込むものとします。

2 前項の振替は普通預金規定にかかわらず、普通預金通帳および同預金払戻請求書の提出は不要とします。

3 振替金額の額は、1指定銘柄につき5千円以上1千円単位(つみたてNISA場合は1千円以上1千円単位)の整数倍の金額とします。ただし、お客様が当行の「非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款」に基づき、つみたてNISAでの買付けをする場合は、当該指定銘柄の購入の代価(振替金額から、第8条に定める買付けに必要な手数料や消費税等を除いたものとし、当該手数料がゼロの場合は振替価額と同額とします。以下、本項において同じ。)の各年ごとの合計額(つみたてNISAで複数銘柄の買付けを申込みする場合は、申込み全銘柄の購入の代価の各年ごとの合計額)が40万円を超えることとなるような振替金額の指定はできません。

4 年2回まで、振替金額を増額して、指定預金口座から引落とし、指定銘柄の買付けを行うことができます。ただし、お客様が当行の「非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款」に基づき、つみたてNISAでの買付けをする場合は、つみたてNISAで買付けようとする全銘柄についての、前項の振替金額と本項の増額金額に係る購入の代価(振替金額及び増額金額から、第8条に定める買付けに必要な手数料や消費税等を除いたものとし、当該手数料がゼロの場合は当該振替金額及び増額金額と同額とします。)との各年ごとの合計額が40万円を超えることとなるような増額金額の指定はできません。

5 振替日に指定預金口座の残高が振替金額に満たない場合、お客様が2以上の銘柄を指定銘柄としている場合は、振替日に指定預金口座の残高が振替合計金額に満たない場合、または指定預金口座が総合口座であり当該振替金額に不足が生じ貸越機能で充当することとなった場合は、当該振替日の属する月における指定銘柄の買付けは行いません。この場合、買付けを行わなかったことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。また、買付けを行わなかった分については、次回振替日以降も振替および買付けは行いません。

6 振替日に、定期定額取引を含め指定預金口座からの引落としが複数あり、その引落としの総額が指定預金口座の残高を超えるときは、そのいずれを引落としかは当行の任意とします。なお、この場合、当行はお客様に対して事前の通知を行いません。また、この取扱いによって何らかの損害がお客様に生じたとしても、当行は責任を負いません。

(買付時期および価額等)

第7条 当行は、お客様が提出される申込書に従い、振替日に振替金額を指定預金口座から引落とし、当該金額を当行が預かりし、この規定および累積投資規定、その他の規定、指定銘柄の目論見書等の定めに従って、指定銘柄の買付けを行うものとします。なお、振替日の当行所定の引落処理時点において指定預金口座の残高が振替金額に満たない場合、指定銘柄の買付けは行わないものとします。

2 当行はお客様の指定預金口座からの口座振替による振替金額の受入れをもって、指定銘柄の買付けの申込みがあったものとして取り扱います。

3 前二項に係る買付価額は、指定銘柄の目論見書に定める価額とします。

4 前三項にかかわらず、市場の休場等により指定銘柄の投資信託委託会社(以下「委託会社」といいます。)が買付けの申込みの受け付けを中止した場合は、翌営業日以降最初に買付けが可能になった日に買付けを行います。

(手数料等)

第8条 指定銘柄の買付けに必要な手数料や消費税等は、振替金額から当行にお支払いいただくものとします。

(投資信託の振替および収益分配金の再投資)

第9条 投資信託の振替および収益分配金の再投資は、投資信託受益権振替決済口座管理規定および累積投資規定(つみたてNISAに係る収益分配金の再投資については、加えて、非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款)に基づき行うものとします。

(取引および残高の通知)

第10条 当行は定期定額取引に基づくお客様への取引明細および残高明細の通知を、以下の各号により行うものとします。

① 取引の明細

当行は第7条に基づく取引の明細については、3か月に1回以上、期間中の指定銘柄ごとの買付明細および買付合計金額、取得合計口数を記載した「取引残高報告書」により通知します。

② 残高明細

当行は、指定銘柄の残高について、前号に定める「取引残高報告書」に記載してお客様に通知します。

2 前項の規定にかかわらず、該当取引がない場合には、1年に1回以上取引残高報告書によりお客様に通知します。

(対象銘柄の除外)

第11条 対象銘柄が以下の各号いずれかに該当した場合、当行は当該銘柄を対象銘柄から除外することができるものとします。

① 当該対象銘柄が償還されることとなった場合もしくは償還された場合

② その他当行が必要と認めた場合

(定期定額取引に係るサービスの停止)

第12条 当行は、次の各号に掲げる委託会社および当行のやむを得ない事情により、定期定額取引に係るサービスを一時的に停止することがあります。

① 委託会社が、指定銘柄の財産資金管理を円滑に行うため、その設定を停止した場合

② 委託会社の登録取消し、営業譲渡等または受託銀行の辞任等により、指定銘柄の設定が停止されている場合

③ 災害・事変その他の不可抗力と認められる事由により、当行が定期定額取引に係るサービスを行うことができない場合

④ その他、当行がやむを得ない事情により定期定額取引に係るサービスを停止せざるを得ないと判断した場合

(解約)

第13条 この契約は、投資信託総合取引規定第13条第1項もしくは第2項のいずれかに該当した場合、または次の各号のいずれかに該当した場合、解約されるものとします。

① お客様から定期定額取引の解約のお申し出があったとき

② お客様が累積投資契約を解約されたとき

③ 残高不足その他お客様の都合等により6ヶ月以上にわたって買付けが行われず、この契約を終了することが相当と当行が判断したとき

④ 前条の規定により指定銘柄が対象銘柄から除外されたとき

⑤ やむを得ない理由により当行が解約を申し出たとき

(規定の変更)

第14条 この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その後必要が生じたときは改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法により周知します。

(その他)

第15条 当行はこの契約に基づいてお預かりした金銭に対しては、いかなる名目によっても利子をお支払いいたしません。